

令和6年度第8回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日（火）午後1時30分から2時53分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（1人）

9番 谷川 聡志

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第6 その他

(1) 12月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻より少し早いんですけれども、今日来られる皆さん、全ておそろいですので、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、定例総会の開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名でございます。なお、9番谷川委員、推進委員の中嶋委員、南坂委員、堀川委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、

6 番松井委員、7 番三上委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第 5、議事に入ります。

◇ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2 ページをご覧ください。

今回、5 件の申請がございました。

1 番につきましては、譲渡人は井江菫にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は息子さんで、井江菫にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は井江菫地係の畑、ほか 2 筆で、合計面積は 1,447㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。3 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。2 番につきましては、譲渡人は玉木にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は下番地係の田 1 筆で、面積は 1,478㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。4 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。3 番につきましては、譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は笹岡地係の畑、ほか 9 筆で、合計面積は 3,860㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。5 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。4 番につきましては、譲渡人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は東山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は東山地係の田 1 筆で、面積は 1,381㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。6 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。5 番につきましては、譲渡人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は牛山地係の畑、ほか 2 筆で、合計面積は 1,563㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。7 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当し

ないため、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番と5番につきましては、1番川端委員、お願いいたします。

1 番： ただいま事務局から説明のあったとおり、1番に関しては、息子さんへの贈与ということで、何ら問題はないと思われます。

また、5番に関しましても、譲受人の〇〇〇〇さんは園芸カレッジを卒業して、今現在、牛山地区のほうで就農されてるということで、畑のほうを譲り受けたということで、これも現地見ましたけれども、事務局の説明のとおり、何ら問題がないと思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号2番について、2番藤野職務代者、お願いいたします。

2 番： この地面は、以前から〇〇〇〇さんがずっと耕作されており、問題はないと思われます。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号3番につきまして、3番北田委員、お願いいたします。

3 番： 事務局説明どおり、問題ないと判断します。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号4番につきまして、13番北委員、お願いいたします。

13 番： 本件につきましても、ただいま事務局が説明したとおり、特別問題はないように思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、これらの案件について、ご質問はありますか。

辻下推進委員： 贈与ってことは、金銭の貸借がないということでよろしいのでしょうか。農地の売買というのが4番にある。それ以外はみんな贈与ということ。

まるっきりの他人ですから。贈与ということになると金銭のやり取りがないということですか。

事務局： はい。贈与ということで、金銭のやり取りはないという申請書が出ております。

辻下推進委員： 分かりました。

議長： ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

今回、案件としましては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては二面地系の1筆で、登記地目は畑、面積は545㎡でございます。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、申請人は、自己所有地に個人用住宅を建築したいとのごことでございます。こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地ということで、第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は集落に接続して設置される施設のため、許可できるものと判断しております。位置図、地番図につきましては9ページ、計画図につきましては10ページから12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、1番川端委員、お願

いたします。

- 1 番： この現場についても、私も確認いたしました。事務局の説明があったとおり、住宅の建設をするということで何ら問題はないと思われます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。
次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、4番糠山委員に調査結果の報告をお願いいたします。

- 4 番： 今日9時から、北委員と私と事務局で現地の確認をしたところ、所有権があつての住宅を建築するというので、何も問題はなからうと思ひます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よつて、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。13ページをご覧ください。

今回、案件としましては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、貸付人は花乃杜二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は花乃杜二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては花乃杜二丁目地係で、登記地目は畑、面積は187㎡でございます。用途につきましては、個人用住宅でございます。事由につきましては、借受人は、使用貸借権を設定し、申請地に個人用住宅を建築したいとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては都市計画法上の用途区域内の農地ということで、第3種農地でございます。第3種農地につつま

しては原則転用が可能となっております。申請地の位置図、地番図は14ページ、施設の計画図につきましては、15ページから17ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、貸付人は瓜生にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は瓜生の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては瓜生地係で、登記地目は田、面積は6,700㎡のうち1,769.4㎡でございます。用途につきましては、格納庫及び駐車場でございます。事由につきましては、申請人は賃借権を設定し、申請地に農業用の格納庫及び駐車場を整備したいとのごことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで、例外的に許可が可能と判断されるものでございます。申請地の位置図、地番図は18ページ、施設の計画図につきましては、19ページ、20ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、貸付人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は花乃杜一丁目の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては北金津地係で、登記地目は畑、面積は1,005㎡でございます。用途につきましては格納庫でございます。事由につきましては、申請人は賃借権を設定し、申請地に農業用の格納庫を整備したいとのごことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで、例外的に許可が可能と判断されるものでございます。申請地の位置図、地番図は21ページ、施設の計画図につきましては、22ページ、23ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番と3番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5番： 1番、3番いずれも事務局の説明があつたとおり、特に問題ないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。
次に、番号2番につきまして、3番北田委員、お願いいたします。

3番： これも、同じく事務局説明どおり、問題ないと判断いたします。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、4番糠山委員に調査結果の報告をお願いいたします。

- 4 番： 北田委員と私と事務局1名で現地調査をしました。何もかも問題はないかと思えます。
以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。

あわら市農農用地利用集積計画の11月分があわら市から提出されたので、その決定を求めます。

25ページにお進みください。公告予定日につきましては令和6年11月29日金曜日でございます。借手は2人、貸手は12人でございます。利用権設定面積は、賃借権が14筆、3万1,911㎡、うち再設定が、表に記載のとおり14筆、3万1,911㎡でございます。期間別内訳は、3年の畑が14筆、3万1,911㎡でございます。使用賃借権は2筆、5,131㎡で新規設定でございます。期間別内訳は、20年の畑が2筆、5,131㎡でございます。

集落別内訳につきましては、横垣の畑が3筆、井江葎の畑が5筆、国影の畑が3筆、牛山の畑が2筆、二面の畑が2筆、北金津の畑が1筆でございます。

26ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番から11番につきましては、借受人は重義の〇〇〇〇でございます。横垣の畑3筆、井江葎の畑3筆、国影の畑3筆、牛山の畑2筆、二面の畑2筆、北金津の畑1筆でございます。利用目的は1番から11番はソバ、野菜で、賃借権の設定です。10a当たりの

賃借料は、1番から7番、9番から11番は5,000円、8番は8,500円でございます。期間につきましては、1番から11番まで、全て令和6年12月1日から令和9年11月30日までの3年でございます。全て再設定でございます。

12番につきましては、借受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんで、井江菘の畑2筆でございます。利用目的は野菜で、使用貸借権の設定でございます。期間につきましては、令和7年1月1日から令和26年12月31日までの20年でございます。新規設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 28ページの12番ですけども、新規設定ということが書いてありますけど、賃貸料は空欄ですけど、これは何か理由があるんですか。

事 務 局： こちらは使用貸借権の設定でありますので、賃借料は発生しません。

議 長： よろしいですか。

5 番： すみません。使用貸借権というのは1つの権利ですから、何らかの金銭授与があつてしかるべきだと思うんですけど。

事 務 局： 使用貸借権というのは、賃料のやり取りのない利用権の設定になっておりますので、賃借料は設定されておられません。賃借料が発生する利用権については賃借権となっております。

議 長： よろしいですか。

8 番： すみません。この借受人というのは日本の方ですか。

事 務 局： 借受人の方は中国人の方でございます。

8 番： そんな外国の人が、借りたり使用したりできるものではないということですか。

事 務 局： 国籍については関係ないことになっております。で、こちらの〇〇〇〇さんに関し

ては、以前も利用権の設定をされておりますので、問題ないと思われま

5 番： 念のために聞きますけど、相手方が外国人の方だから、使用貸借権で話を終わらせるってことですか。

事務局： そういうことではないと思うんですけども、こちらの貸し借りがなぜ使用貸借での設定になったかについては、また調べて次回報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

5 番： 外国人とか関係なしに、賃借料じゃなくて使用貸借権というようなくくりで、決まっている農地がほかにあるのかなってことを知りたいんです。

事務局： すみません。使用貸借権というと、金銭のやり取りがないということで、多いのですと親から子供に土地を貸したり、例えば農地法3条だったり、今回ですと農地法5条の1番だったり、金銭のやり取りなしで貸借権を発生させるということで手続されることが多いです。

5 番： いや、親子の場合は分かるけど、これは全くの他人。

事務局： 他人でというところちょっと珍しい例かなと思うんですけども、それについてはまた……。

事務局： 今の館委員のご質問ですけれども、丘陵地の畑については、時々何か使用貸借が何かあるなというのは見たことがありますね。土地の状況、面積が小さかったり条件が悪いということで、作ってくれたらそれでいいみたいなこともよくある、よく見かけるかなというふうには思います。

で、多分この方、外国籍の方ですけれども園芸カレッジに通っておられて、ご主人と一緒に就農されているということですので、この方が外国籍だからということでは恐らくなくて、土地の事情によって、今回の契約となっているのかと……。

受け付けしたのが丘陵地のほうで、事情聞いているはずですので、そちらにもう一度、どういった経緯で使用貸借になっているのか、多分確認はしているはずですので、またその辺については受付担当者に確認しまして、事情があるのであればご報告、またさせていただきたいと思います。

5 番： 農業委員事務局としては、貸付人と借受人との間でどういういきさつでなっただけで、そこまでの法的規制は全然ないわけですね。ただ、外国人の場合で、はっきり

言っただけで貸すというのが、何か我々としてはちょっと変やなというイメージをちょっと持つんで質問しました。

議 長： よろしいですか。

山口推進委員： これ、期間が20年ってなっているんですね。20年というと、もう20年も30年も50年も似たようなもので、ほぼ半永久的な感じですね。これに対しては何か規制も何もないんでしょうか。

事務局： 期間につきましては、50年までは設定できるということで、規制というか50年までの設定ということで決められております。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

2 番： 借地権というのは、住宅と違って農地には発生しないんですかね。そこをちょっと教えてほしいなど。

事務局： 不勉強で申し訳ありません。ちょっとそこら辺のところは分からないので、調べて次回に報告させていただきます。申し訳ありません。

議 長： よろしいですか。

8 番： もう1回。これ、新規設定ってことで、今まで私らがちょっと知らないもので不安なので聞くんですけども、これは過去にあったって言いましてけども、その法律上とか、そんなん一切問題はないってことで受けたということですよ。

事務局： はい。法律上問題はないので、こちらで今、上げさせていただきました。

議 長： ほかによろしいですか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

このこと、また調べておいてください、いろいろと。

事務局： はい。

議 長： 最後に、〇〇〇〇さんとこの〇〇〇〇さんって方は、何か関係があるんですか。

事務局： 関係ないです。

議長： 関係ないんですね。

事務局： はい。

議長： ちょっと分からんな。

辻下推進委員： ちょっといいですか。

議長： はい。

辻下推進委員： 補足説明みたいになるんですが、これ、旦那さんは多分〇〇〇〇さんといって、ハウス、どのぐらいだったか、10棟ぐらい建ってるかな、今もう。で、奥さんはずっと多分この人で、中国人やで名字が違うんやな、奥さんと旦那さんと。以前、農業委員会でも多分、〇〇〇〇さんって〇〇〇〇さんというあれで、北潟でも土地購入してますし、それで出ている人です。

ですから、〇〇〇〇さんの家は、今、〇〇〇〇さんかな、その人が大々的に作っている。その近くに家がありますから、多分、〇〇〇〇さん自身もあんまり体よくないので、どうせ荒らすくらいなら作ってもらったほうがいいという条件じゃないかなというふうに思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。

ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

なお、次のときに、いろいろ調査をしてほしいと思います。

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に

対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。30ページをご覧ください。

こちらの30ページは、12月利用権分の農地中間管理事業の満期による更新と新規の一覧です。

1番につきましては、田中々の田20筆で、利用権を設定する者は6名です。転貸先は田中々の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、重義の〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

2番につきましては、田中々の田4筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先は重義の〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

3番につきましては、番田の田9筆で、利用権を設定する者は3名です。転貸先は〇〇〇〇です。新規設定でございます。

4番につきましては、井江葭の畑1筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先は〇〇〇〇さんです。新規設定でございます。

31ページにお進みください。田中々の田20筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万5,000円でございます。

続けて、32ページにお進みください。田中々の田4筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万4,500円でございます。

33ページにお進みください。番田の田9筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万3,000円でございます。

34ページにお進みください。井江葭の畑1筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は畑で賃借権の設定、賃借料は10a当たり8,000円でございます。以上で説明を終わります。

議長： 本案について、ご質問はありますか。よろしいですか。

2番： 田中々の〇〇〇〇ですけど、見てると、かなり状況が悪いかなと思うような耕作の仕方をされてるんですけど、大丈夫なんじゃないかな、ここ。

議長： 体が悪いんですか。

2番： 皆さん、見てる人は分かっていると思うんですけど、こんなんでもいいかなという

ような耕作をされてるんで、この先やってけるのかなというのがちょっと心配です。

事務局： 一応、地権者の貸付申出者、契約者の方から貸付申出書を頂いて、この利用権を設定しております。で、借受けの〇〇〇〇さんのほうからも借受けの手續の促進計画の書類を頂いて、この利用権を設定させていただいておりますので、現状は利用権、この申し出たとおりの促進計画案で作成しておりますけれども、藤野職務代理者がおっしゃるように、何か体調とか作っている状況については、こちらでまだ把握はできておりませんので、今後、また現地などを確認しながら進めていきたいと思えます。

議長： これ、〇〇〇〇さんは了解はされてるんですか。

事務局： はい。〇〇〇〇さん、直接〇〇〇〇さんにとということで、書類はご本人さんがこちらのほうに出向いて提出されております。

議長： ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ほかにご質問がないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、意見なしとすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。35ページにお進みください。

この、農地法3条の3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権の移転の報告です。今回、14件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、北野の田4筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年7月13日でございます。

2番の届出につきましては、滝の田畑15筆と青ノ木の畑2筆でございます。権利

取得者は滝にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年8月17日でございます。

3番の届出につきましては、指中の田畑9筆でございます。権利取得者は滝にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年1月8日でございます。

4番の届出につきましては、中番の畑2筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は昭和54年9月16日でございます。

5番の届出につきましては、中番の畑1筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は昭和52年10月19日でございます。

6番の届出につきましては、北潟の畑1筆でございます。権利取得者は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年6月27日でございます。

37ページにお進みください。7番の届出につきましては、井江葎の田1筆、花乃杜の五丁目の畑3筆、北金津の畑6筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年1月27日でございます。

8番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田畑4筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年3月12日でございます。

9番の届出につきましては、市姫三丁目の畑3筆、大溝一丁目の畑2筆、南金津の田3筆でございます。権利取得者は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年3月21日でございます。

10番の届出につきましては、中浜の田畑5筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年1月26日でございます。

11番の届出につきましては、清間の田畑15筆、宮谷の田畑3筆でございます。権利取得者は河間にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月4日でございます。

12番の届出につきましては、中番の田畑7筆でございます。権利取得者は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月17日でございます。

39ページにお進みください。13番の届出につきましては、伊井の田8筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年7月1日でございます。

14番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田畑6筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年5月27日でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」をご説明いたします。40ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

1番につきましては、瓜生の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。転用目的で使用するための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議長： 次に、その他の(1)「12月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 12月定例総会につきまして、12月26日木曜日午後1時半から開催としたいと思います。

議長： ただいま事務局から、12月定例総会は、12月26日木曜日午後1時30分から開催という説明がありました。このことにつきまして、ご質問等、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、12月の定例総会は、12月26日木曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいま事務局から地域計画についての話がありました。地域計画という言葉そのものは耳にしていようかなと思うのですが、今、内容について話が出たのは初めてでございますので、いろんな質問とかご意見ありましたら、せっかくですの

で、この場で受けたいと思います。

また、今、始まりという形になりますので、詳細はこれからというふうになるかもしれませんが、取りあえず、ご質問等ありましたら受けたいと思います。

5 番： 今、説明していただいた一番表紙の一番左の上のほうで、芦原地区農家組合長各位って書いてありますよね。ここでの芦原地区というのは芦原地域という意味で使っているんだろうと思うんですけど、そうではないんですか。

事務局： ごめんなさい。今日、今、持ってきましたのは、芦原地区の農家組合長さんに送ったバージョンでして、金津地区の農家組合長さんには金津地区って書いて実は出してまして。

5 番： じゃ、違うんですか、内容は。

事務局： 一緒です。宛名が違うだけです。

5 番： あわら市って書きゃいいだけの話。

事務局： はい。

2 番： ちょっとお聞きしたいんですけど、玉木地区は農家組合長さんはいるんですか。

事務局： いないと聞いておりますので、区長さんのところに送らせていただくことになってます。

2 番： なぜかというと、仕入れ面積調査かな、この間。来てるのあるでしょう。誰がどこに麦を作ってるのかって。あれは市役所がやっとながやね。それがうちに回ってきたんやね。現耕作者の〇〇〇〇さんからぼんと丸投げ状態でうちへ置いてあったんです。そして、これ、農家組合長に行っているんじゃないかなと思って今聞いたんですけど。これ、実際誰が書くんですかね、玉木の場合は。

事務局： 玉木については、玉木の区で判断されるんだと思います。玉木の区の中で書かれる。区長さんが代表になるのか、また、別の役員の方がされるのか分かりせんけれども、玉木区の方が回答されるということになります。

2 番： ちゃんとしてくれって言っといってくださいね。後でこっち丸投げで書いといてっ

て来るの、一番困るんで、そこだけちゃんとしてもらえば、区長であれ農家組合長であれ、何か無責任なんですって、あそこの地区って。

事務局： 玉木区は耕作者の方ももうお一人本当はいるんだと思うんですけど、ほとんど名前を名乗って作ってるってことが多分もういないんですよね。

もし、藤野委員のところに来られたら、これは区で回答するものだというのはい言っていたきたいなって。区の意見を聞かれているので、意見を藤野委員に求められて、どうしたらいいという相談は、来たら乗ってあげていただきたいんですけども、判断して書くのは区だよということは、もちろん私も言いますが、もし相談に来られるようなことがあったら、そのように言っていたきたいなと思います。

浅井推進委員： 中番ですけど、ぱっと地図見た瞬間に、若干イメージと違うんやね、現況が。で、教えてほしいのは、この地図は、根本的に何に基づいてつくってあるんかね。

事務局： 令和5年の細目書です。営農計画書です。

浅井推進委員： 営農計画書から。

事務局： はい。のデータを引っ張っております。もし違うところがあったらそのように、実際と違うというところがあったら、そういったことも書いてもらえば結構です。

浅井推進委員： ということは、償却とか、いろいろ貸借の関係とか、それ突き合わせしとるわけじゃないんや。

事務局： 全てを突き合わせているわけではないです。分かりづらいところはもちろん突き合わせておりますけれども、全て突き合わせているわけではありません。

浅井推進委員： これまで農家組合長会議があったと思うんですけど、そのときには同席して説明されたんですか。

事務局： 説明は、農家組合長会議に2回行っていきます。1月の終わりと5月の頭だったかな。農家組合長会議のほうに行って、こういうものをつくっていますよという。で、ヒアリングはそれとは別に2月にありましたので、1月の農家組合長会議に最初に行ったときに、2月の転作ヒアリングのときに少しお時間いただいております。それを、5月に素案がもうできますよ

ということで、できたら見てほしいってことでお伝えはしてあります。

中番は、農家組合長さんがお二人いたので、何か代表の方がお一人いて、もう1人。2人いらっしやったので代表の方に送ったんですよ。

浅井推進委員： ○○○○さんに。

事務局： はい。○○○○さんに送りました。

また、中番は地図、多分見たと思うんですけど、地図というよりも、本当言うところを見ていただきたいところって、その地図とか何とかというよりも、地域内の農業を担う者の一覧というところがあるんですね。そこにそこを作っている農家さんの名前がちょっとつらつらと書いてあるんですけども、今後は、ここに名前が書いてない人は公の農地の契約ができないということもちょっとあるので、ここを中心に、載ってない人がいるけど載せてほしいとか、書いてあるけど、もう作らんって言うてるざって人がいるんであれば教えていただきたいなというのがあります。

辻下推進委員： 私、北潟の東から出てる、代表で出て、富津区かな。富津区、私の一応担当になってるんで、富津区行ってる文章をいただけたらなと思うんですけど。

事務局： 富津区は水田というよりも畑作ですよ。畑作については、実は、市とはまた別に丘陵地のほうで作ってまして、二面の。あそこの中の事務所でつくっておりますので、そこにまた伝えておきます。辻下さんに渡すようにということで。

3 番： いいですか。

議長： はい。

3 番： この目的というのは、多分、今後の農業でどういうふうにやってくかというのを地区で考えて、ある程度方向性を決めなさいみたいなことの意味合いでやるようなことですかね。

事務局： はい。

3 番： 要は拘束力はある限りなくて、地域で考察しなさいというような意味でのこういう文章のつくりというかな。そういうことを目的にやるということが趣旨ですか。

事務局： 趣旨は、国としては、地域の人が地域の農業を考えてほしい。で、市はそれを形

にしないさいと。

これ、地域計画、実際今できると、結構いろんな縛りが出てくるんですね。ここにさっき言ったように、地域内の農業を担う者一覧って書いてあるんですけど、ここに名前が書いてない人は中間管理事業は使えませんよとか、あと、この計画の中に……。

3 番： ここに載ってる名前がなければ、中間管理機構は使えない。

事務局： はい。ここに、この計画に沿って進みなさいよ、地域の農地やりなさいよって言うてるので。

3 番： 拘束力あるんだ。

事務局： 拘束力は結構あります。転用なんかともちょっと関係していて、ここの中に、この農業を担う者の一覧に名前が書いてある人で、その地域内の農地を転用するときには、ちょっといろんな細かい条件とかはあるんですけども、転用許可申請が簡略化されるとか、いろんなちょっと思っている以上に、この地域計画は法律に縛られているので、はっきり言って、この赤い字で書いてある文章はそんなに影響ないんですけど、何が書いてあったって変な間違いがなかったらそれでいいんですけど、この担う者の一覧というところだけは、この人らを中心にこの農地を回していくというふうになるので、河間とかみたいに、もう河間だけでやってますとかというんだったら、はっきり言って、何らもう今さら話し合う必要って、もう話し合ってると思うので、今さら難しいことを考える必要はないんですけど、いろんな担い手さんが入っているような地域だと、このリストに名前が入っている、入っていないとかで農地の貸し借りに影響が出てくるとか、転用許可申請においての手続きがちょっと変わってくるとかいろんなことがあるので、この一覧、ここの名前というのだけはちょっと慎重に行かないといけないなって。

3 番： そういうことは農家組合に言ってる？ 話をしてる？

事務局： 法的拘束力までは言っていないんですけども、ここの一覧のところ、これから地域内の農地を耕作していく予定のある人は教えてくださいというふうに書いてあるので、ある程度こちらでも作っている人は分かっていますから、名前はもう書いてあるんですけども、自分の農地だけをちょっと作っているような人とか、そういう人は載せてはいません。

3 番： そういう人がちょっと広げようかなと思ったら、できなくなるということ？

事務局： 名前を載せておかないとできなくなる。

3 番： そんなこと農家組合分からんやろ。分かる？

事務局： ヒアリングのときなんか聞くと、ある程度は聞いているみたいでしたね。ただ、分かんないとは言っていました。将来のことなので。結局、最後そうなっちゃうんですけど。

事務局： これ、10年後の目標ということを書いているんで、この10年間の間にこの担い手さんだっって出ていくかもしれないですよ。で、また新たな……。

3 番： 変更はできるんや。

事務局： そうそう。なので、多分これ、変更を都度都度せなあかんことになると思うんです。というふうに事務局のほうでは思ってるんです。これ、10年後、今書いたとて、分かりませんよねという、そういう話だと思うんです。

事務局： 今、ちょっと課長が言ったんですけど、農振地の手続と一緒に、私どもの計画も一旦つくりましますけれども、完全なものは多分できないというふうに考えていて、1年に1回なのか2回なのか3回なのか、ちょっとそこははっきりしません。まだほかの市町さんとも話をしていないので。どのタイミングで変更をかけていくのかというのはまたちょっと確認して。これが全てではないということです。

3 番： 正直、田んぼやってるのは少ないじゃん。だから、その地区でもそんな真剣に考えないよ、多分。多分ね。だから、そこら辺の重要性というかな、それが分かる人がある程度中心になってやらないかんと思うんだろうけど、多分、納入してない人は、こんな好きに書いときやというふうになっちゃうんじゃないかねえかなという気はする。

事務局： 農家組合さんの中には組合長はされていますけど、田んぼはやってませんという方も結構いるので。ただ、農家組合長さんお一人の独断と偏見で書いていただくというわけではないので、農家組合長さんに文章はお渡ししましたが、同じ地域の中でも、土地改良区さんのほうがいろいろ話合いはがんがんにしていただいて、土地改良区のほうで出しでもいいのかというところもありましたし、判断は地域の方に

お任せしたいなというふうには思っています。

- 8 番： これだけ見てると何ですけれども、減反とかそういう政策とも絡んでくるでしょう。すると、分けたその地域によって減反なんか決めたときに、そういうことは考えんと、ここのは減反とかそんなん考えんで集約化していけってことですか。

事務局： 減反まで考えてしまうと地図も何も作れなくなってしまうので、今、私は令和5年の細目書で作りましたけども、ここはこうしてほしいというところがあるんですたら、そのように書いていただければ地域の声を一番優先させたいというふうに思っていますので。

- 2 番： 地域の農業を担う者の一覧のところの話でもう1回お聞きしたいんですけど、農業を担う者に位置づける場合は、できる限り集落から同意を得ることと書いてあるんですね。けど、集落としては、この人は認めたくないなというところもある。なぜ、今そういうことをちょっと聞くかという、ただ作りに来るだけで、ご自分の田んぼなんですけど、地域の作業にはもう出てこない。土手管理、草管理は一切しないね。ただ植えてって刈っていくというような迷惑者なんですけど、分かりやすく言うと。そういう人もここに書かなければいけないんですか。

事務局： 地域を担う者って書いてあると思うんですね。地域としてどうしてもこの人は認めたくないというんであれば書くことはできないですよ。できないですよ。

ただ、自分が位置づけられないことに対して不満を言ってくるという可能性はありますよ。何で自分の名前がない、何かそれは実は坂井市さんで、名前出しちゃったんですけど、実際起きたとは言っていましたね。自分はその地域の担う者に名前が入ってますかって聞いたら入っていなかったと。何で？ みたいなことでトラブルになったとかというのはちょっと聞きましたね。どう解決したんかは分かんないんですけど。

- 2 番： 参考までに、これ、名前を書かないと、その人にすごい不利益が生じることなんでしょうか。

事務局： 自分の農地を作るだけでしたら不利益はないと思うんですけども、人から借りて、その隣の農地を借りて作ろうかなと思ったときに、口約束でこっそり作っちゃうことはできますけど、公に契約して作るということは、もしかしたら。絶対作れないかという作れないことはないんですけど、幾らでもこっそり作っちゃうということはできると思うんですけど、公の契約は交わせないということにな

ります。

2 番： 分かりました。

浅井推進委員： 何でも聞いて申し訳ない。今後、地域計画に基づいているんな、例えば補助金とかそんなもののベースになるというような話をどっかで聞いたんだけど、そんなことと思うと、真剣に作らなあかんわの。

事務局： 補助事業なんかしてると、特に国庫。国の補助金とかになると、まず条件の一番最初に来るのは、地域計画がその地域にあることってなるんですね。うちは全部つくるので、ないということはないんです。私の地域はありませんから補助金の申請はできないということにはならないと思います。ただ、補助金によっては、その地域でしっかり話合いをしたかどうか、議事録を見せてほしいとかということはあるかもわかりません。

今、ちょっと名前は出せないんですけど、ある国庫の国の補助金を使うのに当たって申請していて、地域計画が確実にその地域にできるかどうか。市がその地区の地域計画を絶対つくりますよねというのと、それと同時に、地域の人はずっと地域計画をつくるに当たって、自分たちの農地をこうしたい、ああしたいという、そういう話合い、1回はしてますよねというような、何かそういう確認みたいなのをされた事業があるというのは確かです。

なので、補助事業を予定しているような地域とかは、もうきっちり話合いして、議事録残すぐらいに。内容はそんなになくてもいいと思うんですね。ただ、きっちりそうやって話し合ったという結果は残しておく必要はあると思います。

澤田推進委員： すみません。今、田んぼのことばかり言うてますけど、畑のほうもこういう同じようなやつが、今、この農業委員会じゃなくて、あっちのほうで作るということになる、そこにはやっぱり今のような、この担う者という形で、やっぱ名前は入れてかんとあかんのですか。

事務局： 名前を入れることはもう必須ですので、丘陵地のほうで作っている畑の地域計画にも、名前を載せたものを今つくっているはずですよ。人・農地プランで名前が載っているような方は、多分、お亡くなりになっていない以上は、ちゃんと漏れなく網羅するんだと思いますけど、皆さん、ご自分が載っているかどうかというのは確認する必要はあると思います。

澤田推進委員： いや、そういう意味じゃなくて、特に畑作のときは、今、新規就農者という形

で、今、頑張ってる所なんで、まだ新規就農者、今年なるか来年なるか分からん人なんかの名前入れられないんで、そういうときは何かあるんやろうね。

事務局： 新規就農者の方は、毎年、年度末に、今年このくらいの新規就農者で就農しましたよという報告を受けまして、人・農地プランも名前を載せていたんですね。なので、同じように、年度の当初にはまだ就農していなくても、年度の途中で加わってきました、この人がってなった場合は、どんどん追加していくということは当然可能ですので、そこは心配ないと思います。

議長： よろしいですか、皆さん。これから、いろいろと地域の方からも問合せが多分あるだろうというふうに思います。そういったときには、分からないことは事務局に確認するなどして、地域とのつながりを持っていただきたいというふうに思います。

こんなこと言うと叱られますけど、あんまり硬くならないほうがいいかもしれません。将来、10年後のこと考えてても恐らくこんな無理ですので、現状を考えていただければいいんじゃないかなというふうに思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

では、このことについては、これでとどめたいと思います。

せっかくの機会です。これ以外について、ご質問等あれば、ご意見あれば承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、ちょっと時間は長くなりましたけれども、今日の会議はこれでとどめたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年11月26日

議 長

委 員

委 員